

熊切和人議員に対する議員辞職勧告決議

令和7年12月22日付で議長から議会運営委員会に諮問された「前議長の不適切と思われる行為及び座間市議会の対応方針に関する調査・研究」において、熊切和人議員が議長在任中に行った一連の言動及び行為について調査が行われ、その結果、以下の事実が明らかとなった。

- 1 県・関東の議長会及び基地協議会等の視察、研修会、懇親会終了後の帰路において、議長車内で酒類を購入し、飲酒を繰り返していたこと。
- 2 基地政策特別委員会及び民生教育常任委員会の視察の帰路において飲酒していたこと。
- 3 全国市議会議長会研究フォーラムを途中退席した上、空港内で飲酒し、その際の画像を議会事務局職員に送付するとともに、他市議会の議長とも飲酒していたこと。
- 4 議会事務局職員に対し、その婚姻、出産等の私的領域に関する不適切な発言や、職務を接客的な役割と結びつける発言等を行い、調査の結果、セクシャルハラスメントに該当すると認められる言動があったこと。
- 5 緊急性のない私的な内容を含む電話を、勤務時間外の夜間に議会事務局職員に対して長時間にわたり行い、さらに当該職員が電話に応答しなかったことについて、他の職員の前で不満を述べるなど、議長という優越的な立場を背景として職員に精神的負担を与えるパワーハラスメントに該当する不適切な行為があったこと。
- 6 議会事務局職員について、その心身の状況や私生活の在り方をおとしめる侮辱的かつ差別的な発言を行ったと認められる蓋然性が高いこと。
- 7 座間市庁舎管理規則により禁止されているにもかかわらず、飼い犬をケージに入れることなく議長室及び議会事務局執務室内に持ち込み、自由に放したこと。

これらの行為は、令和8年8月24日に議長へ答申された調査報告書において、「議長としての資質及び倫理観が厳しく問われるものであり、本市議会の品位と信頼を著しく損なった重大な事案である」と結論づけられている。

熊切和人議員は、議会運営委員会の調査に至る前の令和7年11月27日に、4件の不適切な行為について事実であると認め議長を辞職している。しかし、その後の調査によって、多岐にわたる不適切な行為が明らかとなり、その結果、本議会の品位と市民の信頼を著しく損なった事実は、極めて重く受け止めなければならない。

よって、本市議会は、熊切和人議員について、議員としての自覚、倫理観及び規範意識が厳しく問われる状況にあり、市民の信頼を回復し、座間市議会の品位と信頼を守るためには、本人自らが議員の職を辞することが相当であると判断する。

以上の理由により、熊切和人議員に対し、議員の職を辞するよう強く勧告する。

以上、決議する。

令和8年9月30日